



平成 23 年 7 月 6 日

自動車局

## ポスト新長期規制等の適用時期を延期します

～「道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため  
必要な事項を定める告示」の一部改正～

### 1. 背景

中小型（車両総重量1.7t超～2.5t以下及び3.5t超～12t以下）のトラック・バス等の排出ガスについては、本年9月1日から新たな排出ガス規制（いわゆる「ポスト新長期規制」）が適用され、規制に適合していない新車については、新規登録ができないようになります。

これら車両は、受注生産が基本であり、受注から納車まで一定期間を要することから、自動車メーカーは、生産に必要な期間と基準適用日を考慮しながら、自動車を受注・生産していますが、今回の東日本大震災の影響によりトラック・バス等の生産が停滞し、自動車の納車期日においても長期に影響が及ぶこととなりました。

このため、ポスト新長期規制に適合していない車両については、納車時期が9月1日以降まで延びると、震災の影響で新規登録が行えないこととなります。

今般、上記の事象によるユーザーの不利益を回避するため、生産停滞の影響の少なかった1.7t超～2.5t以下クラスを除いた3.5t超～12t以下クラスのトラック・バス等について、震災直後までに発注された自動車の生産・登録に要する期間を考慮し、特例措置としてポスト新長期規制の導入の適用日を1ヶ月間延期することとします。

また、ポスト新長期規制と同時に規制が適用される、3.5t超のトラックの前面に備える前部潜り込み防止装置（FUP：Front Underrun Protection）の装着義務づけについても、ポスト新長期規制と併せて適用日を延期することとします。

なお、大型メーカー各社においては、既に現行規制車の新規受注を終了しています。

### 2. 改正概要

本年9月1日より適用される以下の規制について、適用時期を1ヶ月延期するよう「道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」の一部を改正します。

- ① 3.5t超～12t以下のトラック・バス等のポスト新長期規制
- ② 3.5t超のトラックのFUP装着義務づけ

（お問い合わせ先）

○FUP関係

国土交通省 自動車局 技術政策課 富岡

電話：03-5253-8111（内線42-255）、03-5253-8591（直通）

○ポスト新長期規制関係

環境政策課 加藤

電話：03-5253-8111（内線42-522）、03-5253-8603（直通）